

上限
5万円

29日以上[※]の育児休業を取得した男性へ
県独自の手当を支給します

男性育児休業 長期取得 応援手当



対象者

下記の3点を全て満たす男性労働者

- (1) 静岡県内に住所を有すること
- (2) 中小企業等（常時雇用する従業員数300人以下）に勤務していること
- (3) 雇用保険被保険者であること

支給額

賃金日額×育児休業取得日数のうち29日以上取得した日数×13%

注1：令和7年度中の育児休業が対象です

注2：支給額算定に使用する育児休業取得日数は28日を上限とします

支給要件

下記の期間に29日以上[※]の育児休業を取得していること

始期 子の誕生日または出産予定日のうち早い日

終期 誕生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日

申請
問い合わせ

静岡県健康福祉部 こども若者局 こども政策課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
電話/054-221-2037

静岡県 男性育児休業取得長期応援手当

検索

WEBで
検索!!



申請手続きについて

申請者区分に応じて以下のとおりとなります。



申請者 区分	要件を満たす 育児休業	⑤の提出可否	提出書類		申請受付期間
			申請時	実績報告時	
(ア)	取得済	可	①～⑥	—	令和7年 4月 1日(火)から 令和8年 3月13日(金)まで
(イ)		不可	①～④ ⑦～⑩		
(ウ)	取得予定			⑤⑥ または ⑤⑧⑨⑪	令和8年 3月 2日(月)から 3月13日(金)まで

提出書類一覧

- ①静岡県男性育児休業長期取得応援手当支給申請書【様式第1号】
- ②育児休業取得(見込)証明書【様式第2号】
- ③振込口座確認書類(通帳やキャッシュカードの写しなど)
- ④住所を確認できる書類(運転免許証や住民票の写しなど)
- ⑤育休取得に関するアンケート
- ⑥育児休業給付金支給決定通知書の写し
- ⑦雇用保険被保険者証の写し
- ⑧育児休業の取得(予定)日を確認できる書類(育児休業申請書など)
- ⑨出産予定日と出生日を確認できる書類(母子手帳の写しなど)
- ⑩賞金の額と支払状況を確認できる書類(賞金台帳など)
- ⑪静岡県男性育児休業長期取得応援手当実績報告書【様式第3号】

手続きの流れ

申請者区分に応じて、下記の手続きとなります。



(ア)・(イ)の場合



(ウ)の場合



提出方法

郵送または持参